

答申第 560 号

平成 23 年 7 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 12 月 9 日付けで諮問された社会福祉法人設立認可申請書等一部
非公開の件（諮問第 612 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の団体が提出した社会福祉法人設立認可申請書等を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、社会福祉法人の設立認可を求めている特定の団体（以下「本件団体」という。）が神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出した、役員予定者名簿、社会福祉法人・社会福祉施設等審査会（以下「本件審査会」という。）における審査資料（以下「本件審査会資料」という。）及び社会福祉法人設立認可申請書（以下「本件申請書」という。）を、知事が、平成 22 年 10 月 21 日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 特定の同意書（以下「本件同意書」という。）に記載された、同意者の住所、氏名及び印影（以下「本件署名箇所」と総称する。）

イ 「近隣同意に関する現在の状況」（以下「本件状況説明書」という。）に記載された、本件団体による施設建設計画（以下「本件計画」という。）について同意が必要な隣接地の住民（以下「本件住民」という。）の意見（以下「本件住民意見」という。）並びに町内会長及び自治会長・町内会長連絡協議会会長（以下「本件町内会長等」と総称する。）の意見（以下「本件町内会長等意見」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当の点について

(ア) 本件住民意見については、主語として個人の氏名が記載されていないこと及び実施機関は発言者を特定できるだけの判断材料を持っていないことから、個人が識別されるとして非公開とした判断は誤りである。

また、本件計画により、施設の建設及び運営段階における交通障害、医療系廃棄物の問題等、様々な危害が発生することから、本件住民意見は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であり、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

(イ) 本件町内会長等意見は、法人格もなく、住民の集合体である団体に関する情報であり、住民に公開されるべきである。

また、実施機関は、当該情報は本件町内会長等の私見であるとして非公開としたが、本件町内会長等は地縁団体の代表であり、社会福祉協議会の会長という公職に準ずる立場にあることから、条例第5条第1号ただし書ウ該当に相当する。

イ その他

(ア) 本件同意書は、本件計画に関する情報が十分に提供されない時点において作成されたものであるから、本来添付されるべき趣旨の文書ではない。また、本件状況説明書は、本件団体の一方的な視点から作成されている。

(イ) 実施機関は、本件住民が同意していることを前提として審査手続きを進めており、本件審査会資料に事実をわい曲した情報が含まれているとすれば、本件審査会における審査が正しく公平に行われたとはいえない。また、本件申請書について、実施機関は「審査書類を受け取っただけである」と説明し、内容の調査及び確認を行っていない。

(ウ) 実施機関は、本件住民からの質疑及び情報公開請求に応じることにより、本件団体から提出された文書の信ぴょう性を確認する手法を構築するべきである。

(エ) 条例第12条に基づく意見書の提出機会を与えられた本件団体は、全面非公開を希望すると回答するなど、社会福祉法人として認可された場合の説明責任を認識しておらず、不服申立人等は不信感をさらに募らせている。

3 実施機関（保健福祉局地域保健福祉部福祉監査指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件団体が提出した役員予定者名簿、本件審査会資料及び本件申請書（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち、本件情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

社会福祉法人の設立には、社会福祉法第 32 条に基づく所轄庁の認可が必要であるが、本県では、本件審査会において社会福祉法人の設立認可及び社会福祉施設等の整備の適格性、妥当性等について事前審査を行い、その後、社会福祉法人設立認可申請書を受け付けている。

社会福祉法人が円滑に事業を進めるためには、近隣住民との良好な関係が不可欠であることから、審査に当たっては、住民の建設同意に関する書類として、建設同意書、説明会等の状況が分かる資料等を添付するよう求めている。

本件行政文書は、本件団体が本件審査会における審査資料及び社会福祉法人設立認可申請書として知事に提出した文書等である。

なお、本件審査会資料には必要な同意書が添付されておらず、本件団体には、認可申請までに適切に対処するようにと伝えていたが、本件申請書には、本件審査会資料とほぼ同じ内容の文書が添付された。

また、本件申請書は、設立認可が未確定な審査前の文書であり、添付書類として扱うことは考えられない文書が含まれている。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 本件署名箇所について

社会福祉法人の設立認可に当たり同意が必要な隣接地住民の範囲については、当該法人の設立を希望する者に配布する資料等により公表している。本件では、同意書に類する文書が 2 件提出されたが、これらは、本件住民以外の方が賛成している旨を示すため、本件団体が任意に提出した文書であると理解している。

本件署名箇所には、個人の氏名、住所及び印影が記載されており、これらは個人に関する情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないため非公開とした。

イ 本件住民意見について

本件住民は5軒と少数であるため、個人の見解又は主張が記載された部分は、その内容から個人が識別される可能性が高いことから、本件住民意見は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると判断した。

また、特定の個人が識別されなくても、公開することにより、発言者が円滑に地域社会で暮らす権利を侵害するおそれがある情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断した。

施設の整備及び運営には公益性がある一方、住民にとっては影響があるため、社会福祉法人の設立を希望する者に対して同意書の提出を求めているが、当該影響は、県民の身体、健康、財産等への危害とは性格を異にするものであり、条例第5条第1号ただし書エには該当しないと判断した。

ウ 本件町内会長等意見について

本件町内会長等意見については、本件団体から、本件町内会長等の私見である可能性がある旨説明があった。

このため、発言者は本件町内会長等ではあるが、住民の総意を代表した発言ではないと解し、発言者名は具体的に記載されていないが、文脈からほぼ特定できる部分も含め、団体の情報とはいえない私見であることを前提に、本件町内会長等意見については、特定の個人が識別される個人の意見であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断した。

また、不服申立人は、本件町内会長等意見は条例第5条第1号ただし書ウに該当すると主張しているが、条例は「公務員等」の範囲を限定的に定義しており、本件町内会長等は含まれないことから、「公務員等」の職務遂行の内容に係る情報には該当しないと判断した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件団体が、本件審査会における審査資料及び社会福祉法人設立認可申請書として提出した文書等である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件署名箇所について

当審査会において本件同意書を確認したところ、本件署名箇所は、特定の個人の住所、氏名及び印影が記載されたものであり、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件住民意見について

社会福祉法人を設立するに当たり同意が必要な隣接地住民の要件は、当該法人の設立を希望する者に配布する資料等により公表されており、また、本件計画における施設建設予定地についても、既に

公表されているものと認められる。

さらに、本件行政文書には、本件住民に対する説明等の内容及び当該住民の反応について、本件団体が世帯別に記録した文書が含まれており、これらの文書は、本件処分において一部公開されている。

以上のことから、本件住民意見は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(エ) 本件町内会長等意見について

当審査会において本件状況説明書を確認したところ、本件町内会長等意見は、本件団体が、本件町内会長等の見解として記載した情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 本件署名箇所について

本件署名箇所が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 本件住民意見について

a 不服申立人は、本件計画により、施設の建設及び運営段階における様々な危害が発生することから、本件住民意見は条例第5条第1号ただし書エに該当すると主張している。

b 当審査会において本件状況説明書を確認したところ、本件住民

意見は、本件団体が、本件計画への賛否に係る本件住民の意見として記載した情報であり、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は含まれていない。

したがって、本件住民意見は、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

- c 本件住民意見が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、又は「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」に該当することを示す事情は認められず、条例第5条第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

(エ) 本件町内会長等意見について

- a 不服申立人は、本件町内会長等は公職に準ずる立場にあることから、本件町内会長等意見は条例第5条第1号ただし書ウ該当に相当すると主張している。
- b 同号ただし書ウの「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう旨規定されており、本件町内会長等は、前記のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件町内会長等意見は、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

- c 本件町内会長等意見が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するこ

とを示す事情は認められず、条例第5条第1号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 12 月 9 日	○ 諮問
12 月 13 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 23 年 1 月 4 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 6 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1 月 27 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
2 月 21 日 (第105回部会)	○ 審議
3 月 16 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
3 月 22 日 (第106回部会)	○ 審議
4 月 21 日 (第107回部会)	○ 審議
5 月 16 日 (第108回部会)	○ 審議
6 月 14 日 (第109回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	部 会 員
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 7 月 11 日現在) (五十音順)